

那 霸 市 公 報

号外第669号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成17年度定期監査(後期)の結果に対する措置について(公表) …… 333

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号

平成18年6月21日

| | | |
|---------|----|----|
| 那覇市監査委員 | 長嶺 | 紀雄 |
| 同 | 宮里 | 善博 |
| 同 | 山川 | 典二 |
| 同 | 玉城 | 彰 |

平成17年度定期監査(後期)の結果に対する措置について(公表)

平成17年度定期監査(後期)の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

経 済 観 光 部

商工振興課

(注意事項)

予算科目の適正化について

条例に基づき設置された附属機関である伝統工芸館運営審議会委員及び那覇市 I T 創造館運営審議会委員の報酬に係る支出科目について、第 1 節報酬(委員報酬)で計上執行しているが、同節報酬(非常勤職員報酬)が適切であるので、注意されたい。

注意事項に関する措置

条例に基づき設置された附属機関である審議会委員の報酬に係る支出科目については、非常勤職員報酬で計上し執行するようにいたします。

労働農水課

(注意・努力事項)

(1) 予定価格の設定について(注意事項)

公設市場の警備保安業務、清掃業務委託において、予定価格を設定する際に、手続きを略し予算計上額をそのまま目途額として予定価格を導きだしている。予定価格は、契約規則第 14 条第 1 項において「市長は、一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等に基づき、当該契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めるものとする。」と規定されている。

大幅に減額された枠配分予算とはいえ、手続きを略して予定価格を設定したことは、契約事務手続き上不適切である。今後は予算に見合う業務内容としたうえで、適正な契約事務に注意されたい。

(2) 公設市場使用料等の未収金について(努力事項)

公設市場使用料の未収金については、平成 15 年度定期監査(後期)において、「年度が経過するにしたがって、徴収が困難になるので早期収納に努めてもらいたい。」と指摘されている。平成 17 年度滞納整理事務強化策として、職員 1 人の暫定配置、滞納整理要綱及び訴訟基準等の整備、小間の使用許可取り消し処分(8 件)、小間明け渡し訴訟の提起(3 件)、納付相談のための滞納者呼び出し、連帯保証人への通知等を行ってきた結果、平成 17 年度は平成 15 年度同月比(11 月分)において、下表のとおり収入率の向上につながっていることは評価できる。本市の厳しい財政状況下にあつて、歳入増対策、収入率向上に尚一層努力されたい。

公設市場使用料・光熱水費実費徴収金年度別 11 月末比較 (主管課集計分)
 ア 公設市場使用料 (単位:円)

| 年度 | 区 分 | 調定額 (a) | 収入済額 (b) | 収入未済額 (a)-(b) | 対調定 |
|-------|-----------|-------------|-------------|------------------|---------|
| | | | | | 収入率 (%) |
| 平成 15 | 現 年 度 分 | 109,905,946 | 65,169,736 | 44,736,210 | 59.3 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 17,227,070 | 940,270 | 16,286,800 | 5.5 |
| 平成 16 | 現 年 度 分 | 107,556,483 | 63,226,941 | 44,329,542 | 58.8 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 25,578,325 | 1,576,917 | 24,001,408 | 6.2 |
| 平成 17 | 現 年 度 分 | 104,580,998 | 63,840,560 | 40,740,438 | 61.0 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 18,992,960 | 3,210,494 | 15,782,466 | 16.9 |

イ 公設市場光熱水費実費徴収金 (単位:円)

| 年度 | 区 分 | 調定額 (a) | 収入済額 (b) | 収入未済額 (a)-(b) | 対調定 |
|-------|-----------|------------|-------------|------------------|---------|
| | | | | | 収入率 (%) |
| 平成 15 | 現 年 度 分 | 35,564,023 | 28,561,267 | 7,002,756 | 80.3 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 9,111,505 | 1,578,121 | 7,533,384 | 17.3 |
| 平成 16 | 現 年 度 分 | 40,010,993 | 28,758,537 | 11,252,456 | 71.9 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 16,994,538 | 2,719,624 | 14,274,914 | 16.0 |
| 平成 17 | 現 年 度 分 | 39,248,723 | 29,467,643 | 9,781,080 | 75.1 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 13,815,023 | 2,744,538 | 11,070,485 | 19.9 |

注意事項に関する措置

今後は予算に見合う業務内容の仕様書等に基づき、当該契約の目的となる取引実例価格、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短を考慮して予定価格設定してまいります。

努力事項に関する措置

市場における業者の収益は、年間行事に符合して増減するため年間を通して滞納整理を行う必要があるものと考えております。今後も多くの機会(年間行事)をとらえ、収納業務を促進していきたいと考えております。

観 光 課

(是 正 ・ 注 意 事 項)

(1) 那覇市観光振興補助事業補助金について (是正事項)

社団法人那覇爬龍船振興会に対する補助金は、用途が特定されない一般補助として運営費及び事業費の事業全般に充てられている。当該団体の平成17年度予算書には、借入金返済(立替金)が1,000,000円計上されている。平成17年度補助金交付に当たっては、平成17年4月19日付け那覇市指令経観第102号で8,294,000円と交付決定し、同月中に8,000,000円、同年9月に294,000円を概算払いしており、年度終了後に補助金額を確定することになっている。

当該団体の同予算書によると、総事業費9,644,000円の内、本市補助金が8,294,000円(86.0%)を占めており、補助金に依存している状況にある。又、今回の定期監査において、主管課でも十分説明出来ない借入金の存在が確認された。補助金交付申請に伴う審査段階でこの事を確認することなく、補助金交付決定、概算払いしたことは不適切である。

以上の事に鑑み、当該補助金を所管する観光課においては、公金を取り扱う者としての職責を認識し、今後、当該団体が自主財源の確保、支出の節減、経理の透明化が図れるよう指導助言に努められたい。又、本年度の補助金額の確定に当たっては、関係帳簿、領収書等添付書類の精査を十分に行い、当該事業の適正なる執行の是正に努められたい。

(2) 沖縄国際会議観光都市推進事業負担金について (是正事項)

那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市の4市で国際会議及びイベント等の誘致促進を図る趣旨で「沖縄国際会議観光都市推進事業負担金に関する覚書」を平成8年4月1日付けで締結している。事業主体は、この4市で構成する沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会となっており、「沖縄国際会議観光都市推進事業負担金規約」第7条に基づき構成4市で負担し、負担額については、協議会で決定することになっている。同連絡協議会の平成17年度予算書案(H18.3.27協議会承認予定)によると収入・支出の部とも25,654,000円(収入内訳:県補助金12,600,000円、(財)沖縄県コンベンションビューロー負担金4,644,000円、4市負担金8,410,000円)で、市負担金内訳は、那覇市2,610,000円、宜野湾市3,000,000円、沖縄市1,400,000円、浦添市1,400,000円の分担額となっている。事業計画は、事務局である(財)沖縄県コンベンションビューローで策定した事業計画案を協議会で事後承認しているのが現状である。

しかし、平成17年11月末現在においても、同連絡協議会の予算が未だ承認手続きされてないことは、いかなる理由があるにしろ不適切である。本市の負担金拠出に当たっては慎重にされたい。また、厳しい財政状況下での本市の主体性発揮と費用対効果を検証する必要があると思料するので、今後は、事業計画案策定の段階から会議等を開催するなど積極的に対応されたい。

(3) 予算科目の適正化について (注意事項)

条例に基づき設置された附属機関である那覇市観光功労者表彰審査会委員の報酬に係る支出科目について、第1節報酬(委員報酬)で計上執行しているが、同節報酬(非常勤職員報酬)が適切であるので注意されたい。

是正事項に関する措置

(1) 那覇市観光振興補助事業補助金について

那覇ハーリーの実施において、企業協賛の導入や参加料の徴収、参加者への弁当配布などの支出内容を見直すことで、那覇爬龍船振興会の自主財源を確保し、費用の節減を図り、借入金については支出科目から除外するように、意見交換会において検討を求めています。

また、平成 17 年度の補助金額の確定においては、関係帳票を確認しており、引き続き、経理の透明化について指導助言を行います。

(2) 沖縄国際会議観光都市推進事業負担金について

沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会が実施する国際会議観光都市推進事業については、予算が速やかに承認され、適切に事業実施が行われるように、事務局へ求めてまいります。また、平成 17 年度の事業実施報告を点検するとともに、本市の観光振興に寄与できる事業計画を策定できるような協議の場を求めていきます。

注意事項に関する措置

平成 18 年度予算のうち、観光週間事業の報酬については、委員報酬 (第 1 節) から非常勤報酬 (第 3 節) に用途変更しております。

出 納 室

出 納 室

(検討事項)

支出負担行為の収入役事前合議について

支出負担行為の収入役事前合議は、那覇市予算決算規則第 23 条第 3 項に基づき別表第 1 に定められている。しかし、「出来高払い等のような請求により作成する支出負担行為については、事前合議の対象とはならない」との解釈により、平成 12 年 3 月 13 日付けで財政課と合議することなく出納室長名で各所属長あて通知している。

しかしながら、規則と実際の運用が違ふということになると、統一的な取り扱いが出来なくなり不都合が生じると思われるので関係課と調整の上、規則改正及び収入役事前合議のあり方も含めて検討されたい。

検討事項に関する措置

検討事項については財政課と調整の上、予算決算規則改正を検討します。

環 境 部

環境政策課

(環境部各課等の共通留意及び環境政策課の注意事項)

(1) 団体負担金について (環境部の共通留意事項)

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰

越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

| 団 体 名 | 平成17年 度予算額 (那覇市) | 平 成 1 6 年 度 決 算 額 | | | 収支比率 (%) | 主 管 課 |
|------------------------------|------------------------|-------------------|------------|------------|-------------|-------------------|
| | | 収入額 | 支出額 | 収支差額 | | |
| 沖縄県都市清掃協議会 | 3,000 | 60,471 | 9,710 | 50,761 | 16.1 | 環境政策課 |
| おきなわアジェンダ21県民会議 | 30,000 | 4,293,072 | 2,658,148 | 1,634,924 | 61.9 | 環境政策課 |
| 国連大学セミナリウム フォーラム | 10,000 | 25,073,000 | 11,097,000 | 13,976,000 | 44.3 | 環境政策課 |
| 沖縄県市町村環境 保全行政協議会 | 3,000 | 207,159 | 10,458 | 196,701 | 5.0 | 環境保全課 |
| 九州都市環境行政 連絡会議 | 30,000 | 1,345,446 | 230,955 | 1,114,491 | 17.2 | 環境保全課 |
| 沖縄県合併処理浄 化槽普及促進市町 村協議会 | 30,000 | 2,292,176 | 573,184 | 1,718,992 | 25.0 | 環境保全課 |
| ラムサール登録湿 地関係市町村会議 | 70,000 | 1,150,046 | 774,717 | 375,329 | 67.4 | 環境保全課 平成15年度決算 |
| 沖縄県衛生施設連 絡協議会 | 3,000 | 121,438 | 90,032 | 31,406 | 74.1 | 環境センター |

(2) 債務負担事業について(注意事項)

那覇市し尿・浄化槽汚泥処理業務に当たっては、独自処理施設がないため、平成15年1月14日付けで沖縄市長、宜野湾市長、北谷町長及び倉浜衛生施設組合長あて、「那覇市のし尿・浄化槽汚泥処理について」那覇市長から要請を行い、平成16年3月25日に倉浜衛生施設組合と本市において、受入れについての確認書を締結している。

倉浜衛生組合と地元自治会で「組合構成市町村以外の搬入は認めない。」との協定書を締結しており、那覇市のし尿・浄化槽汚泥処理については、前提条件として、地元自治会の同意を得た後に搬入、処理することとしている。平成15年度中に地元自治会の同意が得られず、平成16年4月27日に「那覇市し尿・浄化槽汚泥処理に関する協定書」を地元自治会と倉浜衛生組合で締結している。

その結果、那覇市し尿・浄化槽汚泥運搬業務委託については、平成15年12月補正予算において平成16年度から平成19年度まで限度額96,000,000円の債務負担行為の議決を得たが、当該年度中の予算執行ができず、平成16年4月30日に「那覇市し尿・浄化槽汚泥運搬業務委託契約書」を単年度契約締結している。平成17年度も同様に単年度契約している。

債務負担行為については、事業の大型化、複雑化等で事業が複数年度にわた

る必要性から設定したものと史料される。契約が困難になった時点で債務負担行為の廃止を行うなど、適正な執行に努められたい。また、債務負担行為の設定に当たっては、事業の意図・目的、対象、経費及び事業期間等十分な事前協議を行い、那覇市予算決算規則及び予算編成方針等を遵守し、適正な予算要求・執行に注意されたい。

環境部各課等の共通留意事項に関する措置

ご指摘のあった団体負担金（沖縄県都市清掃協議会外7団体）については、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検討し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して、負担金の見直しを含めた適切な団体運営に努めるよう要望しております。

なお、国連大学ゼロエミッションフォーラム及びラムサール登録湿地関係市町村会議については、平成17年度から、負担金の見直しで10万円から5万円、7万円から4万円とそれぞれ減額されております。

注意事項に関する措置

債務負担行為を廃止する時期を失したことについて、今後は、失念することなく、契約が困難になった時点で見直しを行い、債務負担行為を廃止する等の適正執行に努めていきます。

環境保全課

(注意・努力事項)

(1) 条例設置が必要な附属機関について(注意事項)

「ペット動物の正しい飼い方」について、平成15年度から平成17年度まで三原地区を「飼い犬等モデル地区」として研究し実施しているが、その中間報告の中で、市全体として取組む必要が求められた。

中間報告を受け、ペットの正しい飼い方について調査審議するため、「那覇市動物の愛護と管理推進協議会(仮称)」を設置し、委員には、「那覇市環境審議会規則」第2条第3項の規定を適用して、臨時委員を委嘱する予定であった。

しかし、「那覇市動物の愛護と管理推進協議会(仮称)」は、附属機関として条例設置されていないため、予算執行ができない状況にあることは不適切である。

予算要求に当たっては、事業の意図・目的、対象、内容及び条例制定等十分な事前協議を行い、適正な予算要求に注意されたい。

(2) こどもエコクラブ推進事業について(努力事項)

こどもエコクラブ推進事業については、環境省が推進する環境活動の「こどもエコクラブ」活動メニューづくりや、指導、運営のサポートできる人材を育成するための養成講座と那覇市こどもエコクラブ大会の費用が主な内容となっている。

しかし、平成17年11月30日現在、予算は未執行となっている。養成講座は平成18年1月~2月、那覇市こどもエコクラブ大会を平成18年3月開催予定とのことである。このような事業については、早期に事業執行し、エコクラブヘルパーを育成し活用する等、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

注意事項に関する措置

事業計画に際しましては、ご指摘のとおり法令や事業の目的、内容等について十分な事前調整を行い、今後は適正な予算要求に努めていきます。

努力事項に関する措置

平成 18 年度のこどもエコクラブヘルパー養成講座は、ご指摘のとおり 6 月～11 月に実施し、事業の推進を図ってまいります。また、講座内容は、季節に即したテーマをヘルパーの皆様実践してもらおう計画となっています。

教 育 委 員 会

総務課（教育委員会）

（教育委員会各課等の共通注意・留意及び総務課の是正事項）

（1）随意契約による契約事務について（教育委員会各課等の共通注意事項）

随意契約による契約事務については、地方自治法施行令第 167 条の 2（随意契約）第 1 項の第 1 号から第 9 号、及び那覇市契約規則第 21 条の 2（予定価格の決定）、同第 21 条の 3（見積書の徴収）等の規定に基づいて執行しなければならないが、次のような不適切な契約内容があった。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行するに当たって、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

（単位：件数）

| 主管課等 | 抽出監査件数 | 予定価格の設定なし | 2人以上の者からの見積書なし | 随意契約理由の緊急性や特殊性等が不明確 | 随意契約理由と適用条項の表示なし |
|-------|--------|-----------|----------------|---------------------|------------------|
| 学校教育課 | 27 | 6 | | 15 | |
| 施設管理課 | 18 | | 9 | | 1 |
| 石嶺公民館 | 7 | 3 | 4 | | |

（2）負担金・補助金について（教育委員会各課等の共通留意事項）

負担金・補助金の交付団体の運営状況について、交付団体の平成 16 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、あるいは、多額の翌年度繰越額が発生している団体が見受けられる。

負担金・補助金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。各課等における見直し等、検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

負担金交付団体決算状況

(単位:円)

| 団 体 名 | 平成17年度 予算額 (那覇市) | 平成 16 年 度 決 算 額 | | | 収支 比率 (%) | 主 管 課 |
|---------------------|------------------------|-----------------|-------------|------------|-----------------|---------|
| | | 収入額 | 支出額 | 収支差額 | | |
| 那覇地区学力向上 対策委員会 | 176,000 | 338,798 | 280,854 | 57,944 | 82.9 | 学校教育課 |
| 沖縄県学校保健会 | 158,000 | 1,373,596 | 1,048,307 | 325,289 | 76.3 | 学校教育課 |
| 沖縄県博物館協会 | 5,000 | 344,553 | 157,612 | 186,941 | 45.7 | 壺屋焼物博物館 |
| 九州博物館協議会 | 5,000 | 1,071,452 | 951,122 | 120,330 | 88.8 | 壺屋焼物博物館 |
| 日本博物館協会 | 30,000 | 173,395,557 | 152,778,120 | 20,617,437 | 88.1 | 壺屋焼物博物館 |
| 沖縄県公民館連絡 協議会 | 192,100 | 4,767,590 | 4,307,612 | 459,978 | 90.3 | 生涯学習課 |
| 沖縄地区防音事業 連絡協議会 | 197,000 | 1,493,725 | 1,319,746 | 173,979 | 88.4 | 施設管理課 |
| 沖縄県公立文教施 設整備期成会 | 800,000 | 9,496,503 | 7,044,595 | 2,451,908 | 74.2 | 施設管理課 |
| 沖縄地区史跡整備 市町村協議会 | 20,000 | 2,504,440 | 1,342,978 | 1,161,462 | 53.6 | 文化財課 |
| 全国史跡整備市町 村協議会 | 40,000 | 29,428,158 | 22,118,715 | 7,309,443 | 75.2 | 文化財課 |
| 沖縄県教育研究所 連盟 | 30,000 | 446,581 | 300,720 | 145,861 | 67.3 | 教育研究所 |
| 全国教育研究所連 盟 | 20,000 | 7,759,307 | 6,210,859 | 1,548,448 | 80.0 | 教育研究所 |
| 沖縄県青少年セン ター連絡協議会 | 5,000 | 41,164 | 33,970 | 7,194 | 82.4 | 青少年センター |
| 全国適応指導教室 連絡協議会 | 5,000 | 1,943,650 | 1,678,543 | 265,107 | 86.4 | 青少年センター |

補助金交付団体決算状況

(単位:円)

| 団 体 名 | 平成17年度 予算額 (那覇市) | 平成 16 年 度 決 算 額 | | | 収支 比率 (%) | 主 管 課 |
|---------------|------------------------|-----------------|------------|-----------|-----------------|-------|
| | | 収入額 | 支出額 | 収支差額 | | |
| 那覇市 P T A 連合会 | 2,662,000 | 12,816,017 | 11,778,631 | 1,037,386 | 91.9 | 生涯学習課 |

(3) 業務委託契約について(総務課の是正事項)

平成17年度定期健康診断業務委託は一般職員及び給食職員の健康診断を実施する業務委託で、検査対象人数が確定されない為、検査単価を入札する指名競争入札を実施したものである。今回最低価格で落札した業者が契約を辞退した為、契約締結不履行により損害賠償金(340円)として入札額の100分の5を徴収したものであるが、総務課独自で作成した指名競争入札の通知・心得

の記載及び入札書の記載事項の確認について、下記 2 点に契約業務の不適切な執行が見られた。

那覇市契約規則第 12 条第 1 項 (入札保証金) では見積もる契約金額 (単価による入札にあたっては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。) となっているが、当該指名競争入札の通知において、入札保証金の算定を入札額の 100 分の 5 以上としている。

那覇市工事請負等指名競争入札心得第 7 条 (入札の無効) には (3) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札 (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札は無効とあるが、入札日付についての誤認、入札書記載事項の確認作業が確実に実施されていない状況が見受けられる。

今後は入札開札及び契約業務にあたって、那覇市契約規則及び那覇市工事請負等指名競争入札心得を遵守し契約業務の適正な執行にあたられるよう改善されたい。

教育委員会各課等の共通注意事項に関する措置

随意契約による契約事務中、予定価格の設定については那覇市契約規則第 21 条の 2 の規定に基づき予定価格を設定します。

見積書を徴するときは、那覇市契約規則第 21 条の 3 を遵守し、なるべく 2 人以上から徴取し、価格の低い方と契約いたします。

随意契約理由の緊急性、特殊性及び適用条項の表示についても、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号の規定等を遵守してまいります。

よって、随意契約による契約事務については公正、機会均等、経済性の確保等を図れるよう努めてまいります。

教育委員会各課等の共通留意事項に関する措置

負担金・補助金については、団体によっては、年度当初、負担金・補助金交付前に総会等を開催するため、ある程度、年度当初の運営予算を繰り越さざるをえない状況もあります。しかしながら、市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の見直しや、効率的・効果的な予算執行に留意してまいります。

是正事項に関する措置

単価による入札に当たっての入札保証金は、見積単価に予定数量を乗じて得た額の 100 分の 5 以上といたします。

契約業務の遂行に当たっては、担当職員に那覇市契約規則を遵守させるとともに、那覇市工事請負等指名競争入札心得等を参照して指名競争入札の通知・心得の記載及び入札書の記載事項等の確認作業を確実に実施するよう指導し、契約業務の適正な執行に努めてまいります。

文化財課 (教育委員会)

(注意事項)

使用料及び賃借料の契約について

重機使用料の支払いについては、埋蔵文化財試掘 448,000 円、那覇西海岸道路建設に伴う発掘 1,837,000 円、市内遺跡発掘調査 222,000 円を予定し、予算総額

は2,507,000円となっている。重機の時間当たり使用料については3社より単価見積書を徴収し最低単価を設定している。見積書の単価が少額であることから那覇市契約規則第3条第1項第1号(契約書作成の省略:40万円以内)により契約書を作成せず、最低価格を提出した業者から毎月の請求書(使用実績)により支払している状況にある。単価による入札に当たっては、見積単価に予定数量を乗じて得た額を契約金額として契約業務を実施すべきであり、単価入札の金額を基準に契約書作成の省略、随意契約を実施していることは契約規則の誤認がある。

当使用料の予算総額は、契約規則第21条(随意契約によることができる限度額)に基づく随意契約の出来る物件の借入れ40万円以内をも超えており、指名競争入札等に付すべきである。また、見積書の記載事項においても有効期間の記載が無く不適正な見積書となっており、見積書徴収及び契約業務に当たっては同規則を遵守し契約業務の適正な執行にあたられるよう注意されたい。

注意事項に関する措置

重機使用料の支払については、重機の時間当たり使用料について単価見積書を徴収し、最低単価を設定した。その単価が少額であることから契約書を作成せず、業者からの毎月の請求書により支払を行ったものです。

これは、指摘のとおり単価入札の契約業務について契約規則を誤認しており、誤った方法であるので、今後は規則に則り、重機使用料の単価入札について指名競争入札に付し、適切な契約業務の執行を行いたい。

市民スポーツ課(教育員会)

(努力事項)

歳出執行状況について

専門指導員派遣事業については、サッカー、陸上、空手、テニス等の専門指導員を地域のスポーツ団体へ派遣・指導するものであるが、予算額が3,500,000円に対し、支出負担行為額が1,135,940円、執行率が32.5%と低くなっている。

執行率が低い主な理由としては、本事業のスポーツで大きなウェートを占めるサッカーの専門指導員としての非常勤職員(1人)を平成17年度は配置していないこと、専門指導員と要請する団体(小・中学校、スポーツ少年団、幼稚園、学童クラブ等)との日程調整がうまくみ合わず、予定通り実施されなかったこと等が考えられるが、年度当初からサッカーのみならず他のスポーツにおいても地域のスポーツ団体、学校等のニーズに応えることが出来るよう、きめ細やかな取り組みをすべきであり、限られた予算の中で、より効果的・効率的な予算の執行の改善に努めてもらいたい。

努力事項に関する措置

本事業は、小・中学校及び地域団体(スポーツ少年団等)の要望に応じてスポーツ専門指導員を派遣し、プロの技術と指導に触れ合うことで子どもたちや市民に夢を与え、学習意欲、競技力を高める事業で、受入団体からは好評を得ているところです。

ご指摘のとおり、専門指導員派遣事業の執行状況は、平成17年11月30日付けで執行率32.5%と低くなっております、18年3月31日付けで執行状況は、予算額3,500,000円に対し、支出負担行為額2,602,805円、執行率74.4%となっております。今後、本事業の執行にあたっては、早期に地域のスポーツ団体、幼稚

園、学童クラブ等ニーズに応えることができるようにスポーツ専門指導員の人材確保、日程調整を行うとともに、事業の目的及びその効果も含め検討を行ってまいります。

施設管理課（教育委員会）

（是正事項）

財産管理状況について

平成 17 年 11 月 30 日現在における財産管理状況について、平成 16 年度那覇市一般会計・特別会計歳入歳出決算書の附属書類である財産に関する調書と教育委員会の財産管理状況を照合した結果、行政財産の面積が一致しないことが判明した。不一致である内容として、財産管理状況に比べ財産に関する調書は土地が小学校用地で 2 校 0.83 m²、中学校用地で 1 校 2.40 m²、建物が小学校施設で 9 校 1,838 m²、中学校施設で 3 校 928 m²の差異があった。

那覇市公有財産規則第 15 条(台帳の登録及び異動)における異動の通知や公有財産台帳への記載の規定に対して、行政財産に関する台帳登録事項に異動があったにも関わらず所管の教育委員会が総務部長に異動の通知をしなかったことや、教育委員会の公有財産台帳(副本)が十分にチェックされてなかった結果、決算書の財産に関する調書と教育委員会の財産管理状況の面積に差異が発生したものである。

これについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条(教育委員会の職務権限)第 2 項で教育財産の管理については教育委員会の権限としているが、このように教育財産である公有財産の管理が良好に行われておらず、事務の執行管理の信頼性が損なわれている状況にあることは適切でないのので是正していただきたい。

是正事項に関する措置

「平成 16 年度那覇市一般会計・特別会計歳入歳出決算書の附属書類である財産に関する調書」と「教育委員会の財産管理状況」との差異の内容について、小学校用地 2 校 0.83 m²の内訳は、城南小学校の 0.20 m²と壺屋小学校の 0.63 m²の合計です。また、中学校用地 2.40 m²の内訳は、寄宮中学校の 1.71 m²と同中学校の 0.69 m²の合計となっております。この差異は、公簿面積(登記事項証明書の地積)と実測面積が一致しないために生じるもので、今回のご指摘は、公有財産台帳の公簿面積の表示が、実測面積により表示がなされていたために不一致が発生したものです。なお、それぞれ公有財産台帳の公簿面積については、平成 17 年 12 月 12 日付で異動の通知及び登録の訂正はすべて完了しております。建物についても、平成 18 年 4 月 27 日付で異動の通知及び登録の訂正をしております。今後は、公有財産台帳と教育委員会の公有財産台帳(副本)との点検・照合や行政財産に関する異動が生じた際は、那覇市公有財産規則第 15 条(台帳の登録及び異動)を遵守することで、決算書の財産に関する調書と財産管理状況の面積に差異が発生しないよういたします。

学校給食センター（教育委員会）

（是正・留意事項）

（1）安全運転管理者の選任について（是正事項）

自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるために那覇市教育委員会車両管理規程第 8 条第 1 項「道路交通法第 74 条の 2 第 1 項の規定に基づき、安全運転管理者を置く。」、第 2 項「安全運転管理者は、道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項に規定する資格を有する職員のうちから、教育長が任命する。」と規定されている。

安全運転管理者は、自動車 5 台以上を使用している事業所において、自動車の本拠ごとに選任しなければならないが、首里学校給食センター（5 台）・小禄学校給食センター（5 台）・真和志学校給食センター（5 台）に安全運転管理者が選任されていないので規程を遵守してほしい。

（2）契約事務について（留意事項）

電気保安管理業務（4 学校給食センター予算総額 970,200 円）、消防用設備保守点検業務（4 学校給食センター予算総額 555,800 円）は、那覇・首里・小禄・真和志学校給食センター各々で那覇市契約規則第 21 条 1 項表 6 号（50 万円）規定に基づき見積書を徴して 4 件の業務委託契約を同じ事業所と随意契約をしている。

随意契約とは、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法であり、また、事務の能率の面から 4 学校給食センター各々で発注せず契約をひとつにまとめて、競争入札の契約方法に留意されたい。

是正事項に関する措置

首里学校給食センター、小禄学校給食センター、真和志学校給食センターの各副所長を平成 18 年 5 月 17 日付けで安全運転管理者に選任し、沖縄県公安委員会に「安全運転管理者に関する届出書」を提出しました。

留意事項に関する措置

平成 18 年度からは、4 学校給食センターの、「電気保安管理業務」「消防用設備保守点検業務」の契約事務をそれぞれ 1 件にまとめて指名競争入札に付し、契約を締結しています。